

令和元年6月11日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03793

研究課題名（和文）特別目的事業体の利用に関する連結情報の国際的比較可能性の研究

研究課題名（英文）Comparability of Consolidated Financial Information related to Utilization of Special Purpose Entities with those under International Accounting Standards

研究代表者

小宮山 賢 (KOMIYAMA, Satoshi)

早稲田大学・商学大学院(経営管理研究科)・教授

研究者番号：00623117

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、わが国の特別目的事業体（Special Purpose Entities）の利用状況を調査し、連結情報における会計処理と開示の状況を分析し、国際的な会計基準によって会計処理と開示を行う場合との比較を行っている。この結果、会計処理の基準（SPEの連結のための基準）とSPEの活動に関する開示ルール双方に改善が必要なことを示唆している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

わが国では、1998年に行われた制度改訂により、連結情報が投資家のための主たる財務情報とされたが、活動内容と範囲が限定的な組織体に特別目的事業体がある。このような特別目的事業体を連結情報に含めるかは、ルールが安定していない。本研究は、わが国の企業の会計処理と開示の状況を調査・分析し、国際的な基準と比較可能なレベルに高めるための改善点を示している。

研究成果の概要（英文）：This study examines utilization of special purpose entities (SPE) by Japanese companies, analyses accounting and related disclosure for SPEs and compares with those under international accounting standards. The study results indicate that both of accounting standards (consolidation rules for SPE) and disclosure rules for SPE business activities should be improved.

研究分野：会計学

キーワード：特別目的事業体 SPE 連結の範囲 IFRS ストラクチャード・エンティティ 変動持分事業体 開示対象特別目的会社

1. 研究開始当初の背景

特別目的事業体（SPE, Special Purpose Entity）は、会計用語として明確に定義されていないが、本研究では、IASB 解釈指針委員会から公表された SIC12（1998 年）の記述をとりいれ、「リース、研究開発活動又は金融資産の証券化等を実行するためといった、限定されかつ十分に明確化された目的を達成するために組成される事業体であり、事業体の形式としては、会社、信託、組合又は法人格のない事業体等の形式をとりうる。」を対象とする。

米国では、古くから SPE を利用して金融資産等を証券化することが行われていたが、わが国では、資産流動化法や債権譲渡特例法の制定（1998 年）等の制度の整備が行われてから後、急速にその残高が増加してきた。SPE の利用は、証券化のみならず複雑化・多様化してきており、商業施設開発スキーム等に利用される不動産開発型の SPE がみられるようになった。2006 年の新信託法では、信託の多様な利用形態の対応するための整備がなされ、事業自体を信託することも可能となった。

このような SPE は、その事業や取引について連結財務諸表に計上しない(オフバランス化する)意図を経営者が有する 경우가多く、SPE の連結に関する会計基準により、連結情報の質が大きく変わってくることがある。また、米国のエンロン事件（2001 年）やわが国のライブドア事件（2006 年）に代表されるような、SPE が不正な財務報告を行うための一手段として利用されるケースも発生した。

わが国では、特別目的事業体の概念が一様ではなかったこともあり、連結における取扱いも、さまざまな基準や適用指針等により、関連する取扱いが示されている状況にあった。

2. 研究の目的

本研究では、特別目的事業体(SPE)を、リース、研究開発活動又は金融資産の証券化等を実行するためといった、限定されかつ十分に明確化された目的を達成するために組成される事業体ととらえている。

特別目的事業体は、子会社に該当すれば連結の対象となるが、その事業や取引について連結財務諸表に計上しない(オフバランス化する)意図を経営者が有する 경우가多く、特別目的事業体の連結に関してどの会計基準を適用にするかにより、連結情報の質と内容が大きく変わってしまうことになる。

本研究では、わが国の特別目的事業体の利用状況を広く調査し、連結情報における会計処理と開示の状況を分析して、国際的な会計基準によった場合との差異と国際的な比較可能性への影響を検討することを目的とした。

3. 研究の方法

(1) SPE に関する会計基準の内容の整理

わが国で SPE が会計基準の対象とされたのは、1997 年改訂連結財務諸表原則において、子会社の対象を「会社（会社に準ずる事業体を含む）」とされたことに始まる。その後の企業会計審

議会からの「具体的取扱い」(1998年)により事業体の範囲が示された。法制の改正・整備に伴い、企業会計基準委員会(ASBJ)から「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(2007年)、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(2006年)等のいくつかのSPE関連の指針が公表された。

わが国の会計基準では連結の対象となる事業体について、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関の支配(意思決定の支配)」を要件としている。一方、米国ではSPEについて、FIN46「変動持分事業体の連結」(2003年)で、議決権によらず受益者の経済的実態で連結の要否を判断する基準を定めており、IASCのSIC12「連結-SPE」(1998年)では、事業活動、意思決定、便益及びリスクの支配の指標を総合判断する考え方が示されていた。さらに、2011年には、IASBから5つに連結に関する会計基準が公表され、ここでは、通常の事業を営む企業の連結に関する考え方と、SPEに関する連結の考え方の統一化が行われた。

わが国企業の連結財務諸表の作成基準には、日本基準、米国基準、IFRS基準の3つが併存している状況を踏まえ、これらの基準におけるSPEの取扱いの内容の変遷と現状について整理を行った。

(2) SPEの利用形態の分析

わが国でSPEの利用が発展したのは、資産流動化のための法制度の手当てが行われた1998年以降の約15年間であり、それ以前の期間を加えても最大20年程度が調査対象と考えられる。SPEの利用状況の把握については、日本公認会計士協会「特別目的会社(SPC)に関する調査結果報告」(2002年)が公表されているが、債券及び不動産の流動化が圧倒的に多いとの結論であり、広範な利用実態の調査ではなかった。

利用形態の多様化を考慮すると、最近のデータから過去に遡っていくのが効率的であると判断され、最初の段階として、2015年3月期までの数期間について有価証券報告書のデータベースを中心に、法形態別に、SPEの利用実態について把握した。2013年4月1日以降は、適用指針第22号の改正により、連結の対象となるSPEが増加していると考えられる点に留意して分析を進めた。

さらに、2006年から2014年までの有価証券報告書のデータベースの検索により、企業会計基準適用指針第15号の「開示対象特別目的会社」あるいは「特別目的会社」の開示頻度を、特別目的事業体の形態別に調査した。このような利用形態の分析を、2016年度まで継続して行った。

(3) SPEの開示状況の分析

SPEについての開示の問題が、2007年3月にASBJから公表された開示対象特別目的会社の適用指針では、必ずしも十分には解消されたとはいえない面があることが想定される。このため、2017年3月期までの5年間について、わが国企業(東証1部上場企業)の連結情報におけるSPEの開示の状況を、日本基準、米国基準、IFRS基準のそれぞれについて比較分析する作業を行った。

(4) SPE に関連する会計基準の動向の追加調査

SPE に関する会計基準自体が安定的なものではないため、国内の会計関係学会における他の研究者の関連テーマの発表に出席した。また、IFRS の動向を把握するため、IASB のロンドン本部において行われる会議に参加又は傍聴することにより、情報収集を行った。

また、ASBJ において、公表された実務対応報告の公開草案の中には、SPE の会計上の問題と共通あるいは類似する論点を有するテーマが取り扱われており、本研究と密接な関連を要する仕組みである「リスク分担型企業年金の会計処理」と「公共施設等運営権の会計処理」について、ASBJ から実務対応報告の公開草案が公表されたため、研究者の立場から、公開草案に対するコメント提出を行った。

4. 研究の成果

以上のような研究を通じて得た成果は、後に掲げる論文等においても公表しているが、それらの内容を要約すると次のとおりである。

(1) 基準間の会計処理の差異

わが国では、特別目的事業体の概念が一様ではないこともあり、連結における取扱いも、さまざまな基準や適用指針等により、関連する取扱いが示されている状況にあった。1995 年改訂基準により連結財務諸表は、支配従属関係にある 2 以上の会社（会社に準ずる被支配事業体を含む）とされており、さらに日本公認会計士協会の指針において、子会社又は関連会社の範囲に含められる「会社に準ずる事業体」として、特定目的会社、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が考えられるとされた。連結財務諸表原則の改訂当時は、「会社に準ずる事業体」は、金融資産等の流動化のための特別目的会社（狭義の「特別目的会社」ともいえる。）を念頭に置いていたものと考えられるが、それ以外の利用形態も広がっている。

米国基準や IFRS 基準では、もともと異なる考え方により SPE の連結範囲の決定が継続して行われてきており、SPE を利用した企業の活動について連結情報の国際的比較可能性は確保されていない。最も企業により利用されていると思われる金融資産の流動化のような問題では、日本基準と離れていく方向の改訂が行われており、ASBJ ではこれらを取り入れた基準の改訂を行う予定は当面ないため、わが国では基準差異が広がってしまっていることが明らかになった。

(2) わが国の会計処理の基準の整備状況

2005 年 12 月に、ASBJ のテーマ協議会（その後の「基準諮問会議」）より、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」が提言された。同提言においては、当時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている旨が記載され、特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備を早急に検討する必要があるとの問題提起がなされていた。これは、当時、主として不動産開発型の SPE が連結対象外となることへ問題意識に基づくものであり、その

後、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」の公表や「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」の改訂が行われた。

本研究では、2006 年から 2014 年までの有価証券報告書の分析を行ったが、当時懸念された開発型の特別目的会社の連結問題は、有価証券報告書での開示を見る限り解消されたと判断された。もっとも、連結会計基準 7-2 項（旧具体的取扱い三）により子会社でないものと推定された会社以外は適用指針第 15 号の開示対象とならないため、異なる理由により子会社としなかった（したがって、非連結の理由も開示されない）ために表面化しないケースがある可能性は否定できない。このようなケースを防止するためには、適用指針第 15 号の開示対象特別目的会社を拡大する手当が必要であることを示唆している。

また、ASBJ は、2011 年 5 月に、IASB から公表された国際財務報告基準（IFRS）第 10 号「連結財務諸表」に示された支配の考え方をわが国で取り入れた場合に生じ得る論点の検討を行い、2013 年 3 月に、それまでの検討状況を取りまとめた「特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ」を公表した。最終結論に至らなかった背景の一つとしては、IFRS 第 10 号の適用データが十分でなかったことがあるが、すでにわが国の取扱いと差異があることが明確なものもあり、検討の再開が必要なことを示唆している。

（ 3 ） SPE 開示の国際比較

SPE の利用を法形態別に分析すると、株式会社以外の匿名組合、投資事業有限責任組合、任意組合、投資事業組合、協同組合、有限責任事業組合、信託、合同会社、特定目的会社といったものが利用されている。分析の結果からは、匿名組合、投資事業有限責任組合、合同会社が利用度合い多い法形態であるという傾向が見られた。これらは、会計基準上の表現からは、日本基準では「開示対象特別目的会社」、米国基準では「変動持分事業体」、IFRS 基準では「組成された事業体」というように表現される。本研究では、2017 年 3 月期までの 5 年間について、わが国企業（東証一部上場企業）の連結情報における SPE の開示の状況を、日本基準、米国基準、IFRS 基準に分けて比較分析した。

このような各基準による開示状況の分析からは、現行の日本基準の開示が、IFRS と米国基準による開示と比較すると大きな差異があることが明らかになった。日本基準の開示は、SPE の正式な会計基準開発までの過渡期の開示として定められたものが、定着してしまっただけを示している。一定の要件を満たした特別目的会社を非連結とすることによりオフバランスとなった情報を補足することを目的としたため、広い意味での SPE に関する情報の開示という観点からは情報不足となっている。本研究で比較対象とした IFRS や米国基準では、投資ファンドや主要事業の一部が SPE の形態となっている日本企業が多数あり、追加的な開示が必要な場合があることが明らかになった。つまり、ビジネス形態が同様の日本企業間でも、日本基準による開示とは大きな開きがある可能性が高いことを示唆している。

また、IFRS と米国基準は極めて類似しており、また、その開示目的として、財務諸表の利用者が、他の企業への関与の内容及び関連するリスクと、それらの関与が財政状態、

財務業績およびキャッシュ・フローに与える影響について評価するのに役立つ情報の開示を求めることとされている。日本基準の SPE に関する開示は、このような目的観が欠けているため、IFRS にいう SPE (すなわち、組成された企業) と米国基準による SPE (すなわち、変動持分事業体) の開示規定を参考に、再検討が必要なことが明らかになった。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 3 件)

小宮山賢、2018、「SPE に関する開示の国際比較」、早稲田国際経営研究第 49 号、1-15 頁、査読なし

小宮山賢、2016 年、「特別目的会社の連結問題の変遷と今後の課題」、ディスクロージャーニュース第 32 号、77-88 頁、査読なし

小宮山賢、2015、「単体から連結へ」、『企業会計』第 68 巻第 1 号、査読なし